

鶴岡市中高層建築物による電波障害等の防止に関する指導要綱

平成17年10月1日

告示第237号

(目的)

第1条 この告示は、本市における中高層建築物の建築に伴って生ずる電波障害の防止について必要な事項を定め、電波障害等に関する紛争（以下「紛争」という。）を未然に防止することにより、地域住民の良好な居住環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中高層建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物で、地盤面から高さがおおむね10メートルを超えるものをいう。
- (2) 電波障害 放送電波の受信に障害を生ずることをいう。
- (3) 建築主等 中高層建築物の建築主、設計者、工事監理者又は工事施工者をいう。
- (4) 近隣居住者等 中高層建築物の建築に伴って、電波障害を受けると予想される住戸の所有者、占有者又は管理者をいう。

(当事者の責務)

第3条 建築主等は、中高層建築物の建築を計画するに当たっては、周辺の居住環境に及ぼす影響を十分に配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないように努めなければならない。

- 2 建築主等及び近隣居住者等は、紛争が生じたときは、相互の立場を尊重し、互譲の精神を持って、自主的に解決するように努めなければならない。

(標識の設置)

第4条 建築主等は、中高層建築物を建築しようとするときは、近隣居住者等に当該建築に係る計画の周知を図るために、当該建築物の敷地の見やすい場所に、建築計画のお知らせ（様式第1号）による標識を設置しなければならない。

- 2 前項の標識設置期間は、法第6条の規定による確認申請、法第18条の規定によ

る計画の通知（大規模の修繕若しくは模様替え、又は用途変更を除く。）の手続をしようとする15日前の日から、法第7条第1項又は法第18条第5項の規定による工事完了の通知をする日までの間とする。

（電波障害に対する処置）

第5条 建築主等は、中高層建築物を建築しようとする場合には、事前に電波障害範囲の予測に努めるとともに、建築工事中又は建築完了後に電波障害が生じた場合には、速やかに障害排除に必要な処置を講じなければならない。

2 建築主等は、電波障害排除のための共同受信施設の設置等必要な処置を講じたときには、当該施設の維持管理について必要な事項を近隣居住者等と協議しなければならない。

3 建築主等は、前2項に定める必要な処置を講ずる場合には、放送電波の受信障害調査について経験と技術的能力を有する関係機関の指導を受けるものとする。

（関係書類の提出）

第6条 建築主等は、中高層建築物を建築する場合には、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、第2号に掲げる様式第3号については、3階建て以下で受信障害発生の可能性が少ないと予測される場合は、受信障害発生後速やかに提出することができるものとする。

（1）電波障害防止に関する誓約書（様式第2号）

（2）電波障害防止対策協議報告書（様式第3号）

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

（紛争の調整）

第7条 中高層建築物の建築に伴って、建築主等と近隣居住者等との間に紛争が生じ、当事者間で話し合いによる解決ができず、建築主等又は近隣居住者等から紛争の調整について要請があった場合には、市長は、当該紛争に係る調整を行うものとする。

（処置）

第8条 市長は、この告示の規定に従わない建築主等に対し、必要に応じ行政上必要な処置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の鶴岡市中高層建築物による電波障害等の防止に関する指導要綱（昭和58年5月1日鶴岡市施行）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第4条関係）

建築計画のお知らせ

建築物の名称					
建築場所の地名地番					
建築物 の概 要	用途			敷地面積	m ²
	建築面積	m ²		延べ面積	m ²
	構造	造		基礎工法	
	階数	地上	階	地下	階
着工予定		完了予定			
		年	月	日	年
建築主	住所				
	氏名				
設計者	住所				
	氏名				
工事監理者	住所				
	氏名				
工事施工者	住所				
	氏名				
この標識を設置した日		年 月 日			

上記建築計画についての説明の申出は、下記へ御連絡ください。

連絡先

電話 ()

※ 大きさは、縦横とも90cm以上とする。

電波障害防止に関する誓約書

年 月 日

鶴岡市長 様

建 築 主 住 所
氏 名

印

設 計 者 住 所
氏 名

印

この度 _____ に建築を予定している中高層建築

物については、鶴岡市中高層建築物による電波障害等の防止に関する指導要綱に基づく市の指導に従い、電波障害について、近隣居住者との間に紛争が生じないように努めるとともに紛争が生じた場合には、建築主等の責任において誠意をもって、紛争解決に当たることを誓約いたします。

※ 添付図書

- ・付近見取り図
- ・配置図
- ・立面図又は断面図（高さの明記されたもの）

様式第3号（第6条関係）

電波障害防止対策協議報告書

年 月 日

鶴岡市長 様

建築主住所
氏名 (印)

設計者住所
氏名 (印)

工事監理者住所
氏名 (印)

工事施工者住所
氏名 (印)

鶴岡市中高層建築物による電波障害等の防止に関する指導要綱第6条の規定に基づき、電波障害の防止について、次のとおり協議したので報告します。

建築物	名称		建築場所	
	調査時期 年 月 日から 年 月 日まで		調査者 住所 氏名	
調査事項等	共同受信アンテナの設置 1 要 2 不要		アンテナ用配管の設置 1 要 2 不要	
	その他調査者等の意見			
対応方法	共同受信施設の設置等の処置を講ずる	共同受信施設の設置者		
		同上の維持管理者		
		同上の維持管理方法		
	協定書・覚書等の有無	1 有	2 無	3 未定
	その他の処置			
その他				

※協議をした近隣居住者等の名簿を「その他」に記入のこと。記入欄が足りない場合は、別紙とすること。